

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 こども局こども育成室運営担当)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市こども局こども育成室運営担当の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市立松が丘保育所給食調理業務委託（長期継続契約）
- (2) 業 務 場 所 明石市立松が丘保育所 明石市松が丘3丁目2-1
- (3) 業 務 概 要 明石市立松が丘保育所における給食調理業務等 1式
 - ① 給食調理業務（離乳食、食物アレルギー対応食等の対応を含む）
 - ② 配膳・下膳
 - ③ 食器等の洗浄、消毒及び保管
 - ④ 施設・設備の清掃及び日常点検
 - ⑤ 残食及び厨芥の処理
 - ⑥ 給食帳票類の作成
 - ⑦ その他付随業務
- (4) 履 行 期 間 2025年4月1日から2028年3月31日まで
(地方自治法第234条の3にもとづく長期継続契約)
- (5) 見 積 限 度 額 20,636,363円（税抜・単年度）
61,909,089円（税抜・長期3年間）

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）のサービス業務の部に、契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ、業種区分が「給食」で登録されていること。
- (2) 兵庫県内又は大阪府内に本店もしくは、支店・営業所等を有していること。
- (3) 2014年4月1日から2024年8月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る保育所又は認定こども園（児童福祉法昭和22年法律第164号）での給食調理業務委託を元請として、1年以上履行した業務実績を有すること。
※ 長期継続契約等によって現在履行中の業務であっても、2024年8月31日までの間に継続して1年以上業務実績がある場合は、上記内容を満たすものとする。
- (4) 2021年4月1日から受託者の契約の日までの間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認がで

きる場合を除く。

- (5) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消されている場合、当該取消しの日から起算して2年を経過していること。
- (6) 下記ア～ウのいずれかの資格を有する者を保有するとともに、2014年4月1日から2024年8月31日までの間に、保育所又は認定こども園で給食調理の業務経験を3年以上有する常勤の正規雇用職員を業務責任者として、専任で配置できること。
 - ア 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する管理栄養士
 - イ 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士
 - ウ 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (8) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (10) 契約締結時に、上記(1)～(9)の参加要件を満たす業務代行保証人を確保できること。
- (11) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (12) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (13) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (14) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2024年9月18日（水）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、こども局こども育成室運営担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5149）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

(3) その他

説明会及び現地見学会は実施しません。施設の見学を希望される場合は、明石市立松が丘保育所長に事前連絡（078-911-0360）及び日程調整の上、各自ご訪問ください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5650）によりこども局こども育成室運営担当へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2024年9月18日（水）から2024年9月26日（木）午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2024年10月1日(火)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。なお、電話連絡及び口頭等の個別対応は行いません。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、書類の規格はA4版・縦型・横型・左綴じで作成し、添付資料やリーフレット等を含め、A4版フラットファイルに綴じて提出すること。また、様式番号の順に並べること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書(1部/様式4)

イ 参考見積書(1部原本、9部コピー/様式5)

ウ 参考業務費内訳書(表紙)(1部原本、9部コピー/様式6)

エ 参考業務費内訳書(本体)(1部原本、9部コピー/任意様式)

オ 企画提案書(1部原本、9部コピー/「企画提案書作成要領」参照)

カ 公共性(施策反映)評価提出書(1部原本、9部コピー/「公共性(施策反映)評価について」参照)

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではありません。)

※ 発行日が**公告日以降**の日付のもの(写し(PDF形式を含む)でも可)

・ 個人の場合・・・その3の2(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)

・ 法人の場合・・・その3の3(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等(簡易書留も可)の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール(様式3)を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2024年10月1日(火)午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2024年10月15日(火)(午後5時必着)です。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所こども局こども育成室運営担当 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書(様式2)に貼付し、FAX(078-918-5650)により明石市役所こども局こども育成室運営担当へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 2024年10月21日(月) ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。

(2) 場所 明石市役所 議会棟 2階 第2委員会室

(3) その他参加資格がない者については、個別に電話連絡をします。

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

(1) 履行の確認

受託業者は、履行月分の業務完了届出等を、翌月5日までに明石市に提出するものとします。明石市は、業務完了届等を受領後、本業務委託契約等に基づく業務が適正に履行されているものを確認します。履行確認後、当該月分の請求ができるものとします。

(2) 委託料の支払い

明石市は、2025年4月以降において、月ごとに、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払います。

10 契約の締結について

(1) 受託予定者

明石市立松が丘保育所給食調理業務委託受託予定者選定要領の選定委員会において選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) 業務代行保証

受託予定者は、業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備えて、受託者に代わって本件業務を実施する代行保証人を予め定めるものとし、契約締結にあたっては、この代行保証人も加えた三者契約とします。

(5) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 長期継続契約について

本委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本委託における予算が当該年度における年間予定委託料総額未滿に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがありますので、了承の上プロポーザル方式に参加ください。

14 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 準備期間について

契約締結日から2025年3月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上プロポーザル方式に参加ください。

16 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

17 その他

- (1) 参加者は、企画提案書の提出をもって本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (3) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (4) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (7) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (8) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (9) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。